

農地流動化への挑戦

2 農地利用集積円滑化、人・農地プランについて

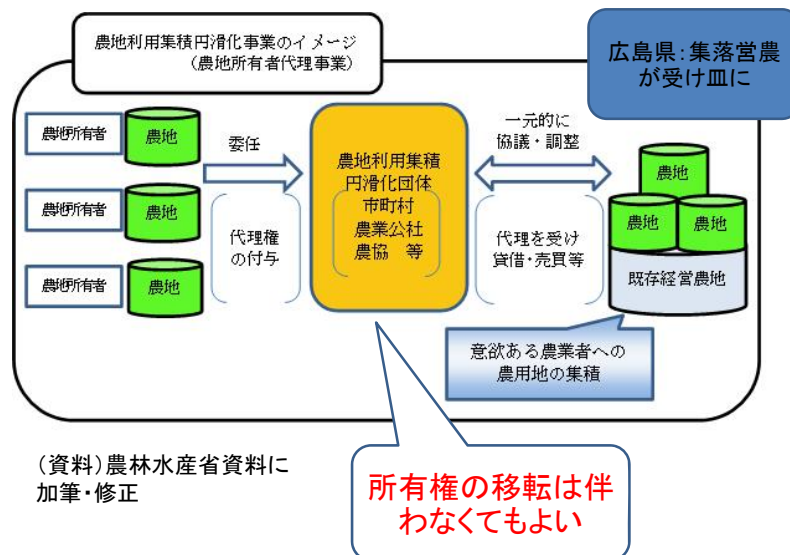
大きな圃場による作業は効率がよい
西条地区の水田

政策による誘導に力を入れる

- 2000年代に入り、農地の流動化をどう促進するかが大きな農政上の課題
 - 1) 農業就業者の高齢化、減少が続く
 - 2) 耕作放棄地の増加。中山間地域ばかりではない全国的な広がり
 - 3) 食料の安全保障の観点から、優良農地を確保しておく必要性が増す
- 2009年農地改正にあわせて農地利用集積円滑化事業を実施。**農地利用集積円滑化団体**を設置
 - 市町村、農業公社、農協、等が事業を行う

2

農地利用集積円滑化事業による農地集積の仕組み



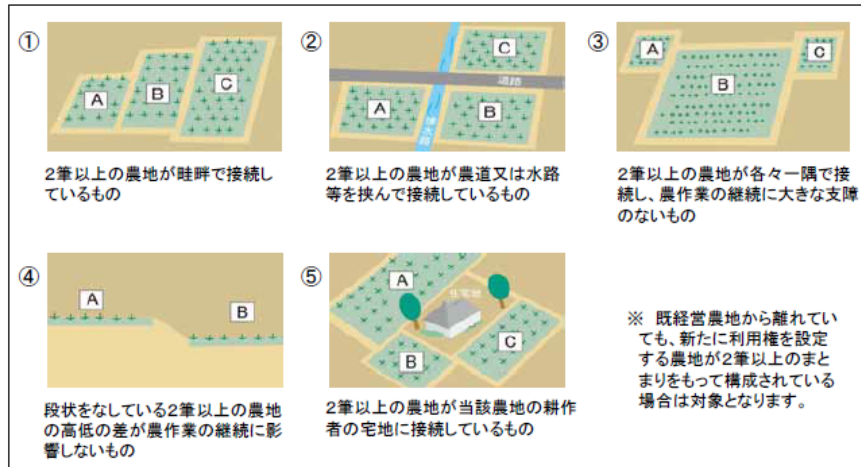
3

農地利用集積円滑化団体が担う事業

- 1) 農地所有者代理事業
所有者から委任を受けて、代理として、農地等について売渡しや貸し付け等を行う事業
- 2) 農地売買等事業
農地等の所有者から農地等の買入れや借入れを行い、その農地等の売渡しや貸付けを行う事業
- 3) 研修事業等
一時的に保有する農地等を活用して、新規就農希望者に対して農業の技術、経営の方法等に関する実地研修を行う事業

4

農地利用集積円滑化事業の対象になる農地



1筆である場合は、1ha以上あることが必要とされる。
(資料)農林水産省

5

東広島のある事例では、所有権はそのまま、農地を集落営農に集めた(利用権の集積)



集落営農組織の設立を機に水田面積を広げた(複数の所有者がいる田をまとめた⁹)

(質問)団体が調整するメリットは何か？

- 貸し手側のメリット
- 借り手側のメリット
- 公的機関が取り組むメリット

7

成果

- この制度に基づき、農地の流動化を面的に集約する方向が目指される。また、土地持ち非農家などが所有する耕作放棄地の有効活用が図られる

2011年12月 基本構想の策定 1627市町村
そのうち1519市町村で実施

2010年度末 18000⁹の農地の利用集積

- 1) 多数の零細な圃場をまとめる活動
- 2) 圃場一筆の面積を拡大し、機械の利用効率をあげて生産性を高める
- 3) 生産の担い手が担当する煩雑な作業を円滑化団体が代行(意欲ある農業者を責任をもって見つける)
- 4) 各種交付金等を組み合わせた奨励
借り手が規模拡大 面積に応じて10a当たり2万円の交付(戸別所得補償制度にもとづく)

8

「人・農地プラン」の開始 (ファクト・ブック p.27)

- ・ 農地流動化をめぐる政策は絶えず動いていく
(⇒政権交代の影響も受けた)
- ・ 人・農地プラン
地域が主体になって地域農業の将来像を描こうというものの
農地の利用、担い手に関する地域の考えを反映させる
⇒住民参加型の内容 (次のスライド2ページを参照)
- ・ ところが、「攻めの農政」下、プランのあり方が問題になる
批判: **地元偏重であり、新規参入ができない**
農地利用配分計画の認可基準とすることはできない、等
⇒農地がある地域社会が求めるのは、長期的に持続
可能な農業。この実現をめぐる議論

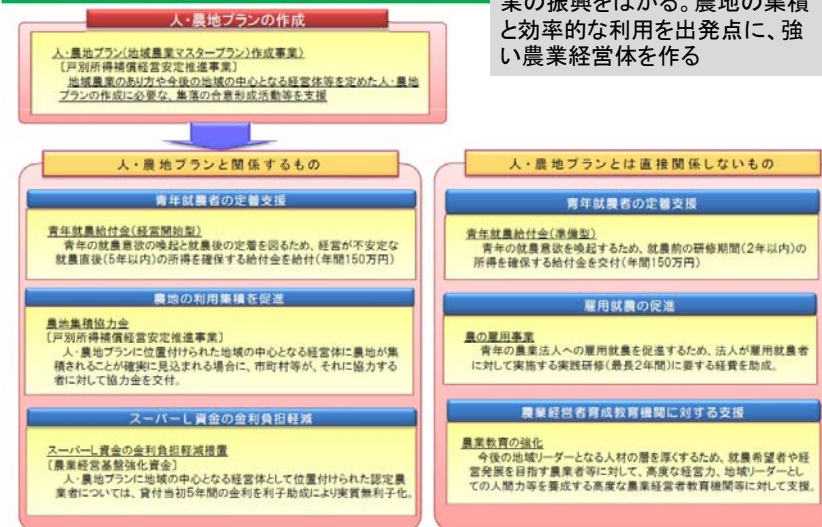
9

なぜ、人・農地プラン、が必要と考えられたか

- ・ 市町村を範囲に、できるだけ有効性のある農地利用計画を作成しなければならない状況
- ・ 実効性のない計画を関係機関が作るよりも、農業者などの利害関係者の意向を踏まえて調査、計画
 - 1) **農地のゾーニングを推進**
優良農地として保全・維持する地域を確定
 - 2) 農地利用のあり方と、担い手の確保を一体化
「人」と「農地」の結びつき
- ・ 状況の変化に応じて、柔軟に計画を見直す

10

○ 人・農地に関する施策の体系



(資料)農林水産省

11

(参考)地域全体に、担い手に農地利用を集積

- ・ 日本農業の構造改革は、規模の経済性の発揮、農地政策の充実にあるとの認識
 - 1) 自然条件は農業に適しているが、国土面積に占める農地の割合が低い。零細で不整形な土地が多い
土地利用型農業の展開が困難
 - 2) 農産物貿易で不利になる
土地の賦存量が相対的に少なく、国際競争力が弱く、比較劣位の状況に追い込まれる (輸入への依存)
 - 3) 米麦を中心にした農業生産(消費の変化に対応できない)

所有権の移転が進まないために、利用権の流動化と集積で対応;基本方針

12

(参考)社会的ゾーニングと地域農業資源の維持

- 農業資源のゾーニングマップ作りのように、この制度に参加する集落や個人に対して、「**守るべき資源**」、「**捨てるべき資源**」の峻別を、事実上迫っている
- 鳥獣害被害を防ぐための防護柵の設置は、ゾーニングの結果であり、守るべき資源、の可視化である。地域農業資源を維持するための、資金と労力の集中をはかろうとするもの

○集落営農の多くは、この「守るべき資源」のゾーニングの上に成り立っている

○集落営農を成り立たせるためには、共同による作業に対する支援が求められる。この制度は、集落営農がカバーできない分野に対する支援として位置づけられる

13



木々の間には鳥獣の侵入を防ぐ防護柵が設置されている。
この地区では、総延長4-5kmにも及ぶ防護柵がある。

14



棚田の周囲を金網で囲ってある

かつては水田だった

こちらが棚田

安芸太田町の井仁の棚田（創成基金、直接支払制度等を利用した鳥獣害対策）

人・農地プランに基づく、新規就農者への支援

- 1) **青年就農給付金（経営開始型）** 150万円/年（最長5年）
要件：1) 45歳未満、独立・自営就農をめざす人
2) 市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている
3) 就農後の所得が250万円未満
- 2) 農業法人への支援 120万円/年/人（最長2年間）
要件：法人が新規就農者を雇用して、技術や研修を実施する場合に、研修に要する費用を助成
- 3) **青年就農給付金（準備型）** 150万円/年（最長2年）
都道府県農業大学校、指定する先進農家・農業法人で研究を受ける人を対象

要件：1) 就農予定時が45歳未満、2) 指定機関で1年以上研修、
3) 修了後1年以内に就農を予定、4) 自ら農業経営又は農業法人に雇用されて就農を予定

16

人・農地プランに基づく、農地に対する支援

1) 貸し手に対する支援（農地集積協力金）

経営転換協力金⇒土地利用型農業からの経営転換、リタイアする農業者、農地の相続人

0.5ha以下 30万円, 0.5-2.0ha 50万円, 2.0ha以上 70万円

分散錯圃解消協力金⇒プランに位置付けられた中心的経営体の農地の連担化に協力する人。中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者、同じく、隣接して農地を借りて耕作していた農業者 5千円/10a

2) 受け手に対する支援（規模拡大加算）

農地利用集積円滑化事業により、面的集積して経営規模を拡大する農家を対象

規模拡大加算 交付単価 2万円/10a

17



農地流動化への挑戦

3 農地中間管理機構の役割

大きな圃場による作業は効率が良い
安芸高田市のキャベツ畑

18

農地中間管理機構とは

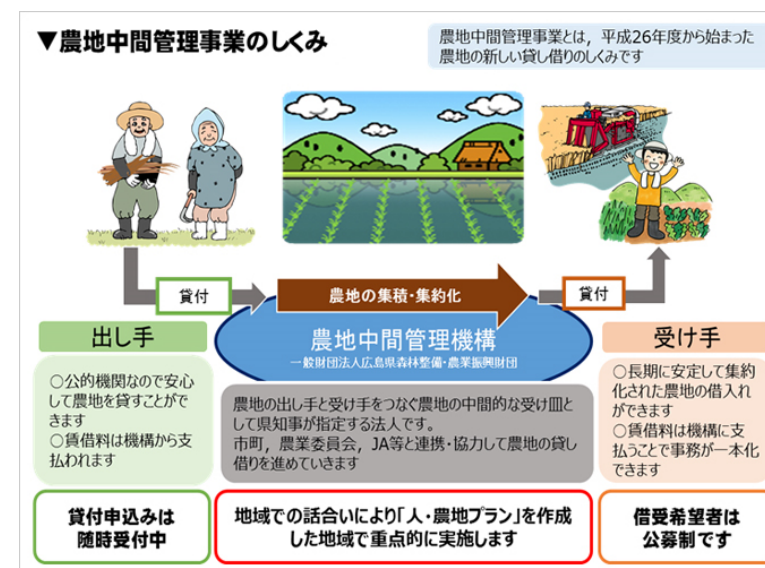
- これまでの農地流動化に関する施策の体系化。安定して流動化させるためのシステム構築をめざす
- 有効に使われない農地を所有する経営、規模拡大を志向する経営、両者を結ぶ役割

農地中間管理事業の目的

- 1) 担い手の経営規模の拡大、2) 農用地の集団化、3) 新規参入の促進、4) 未活用農地の有効活用

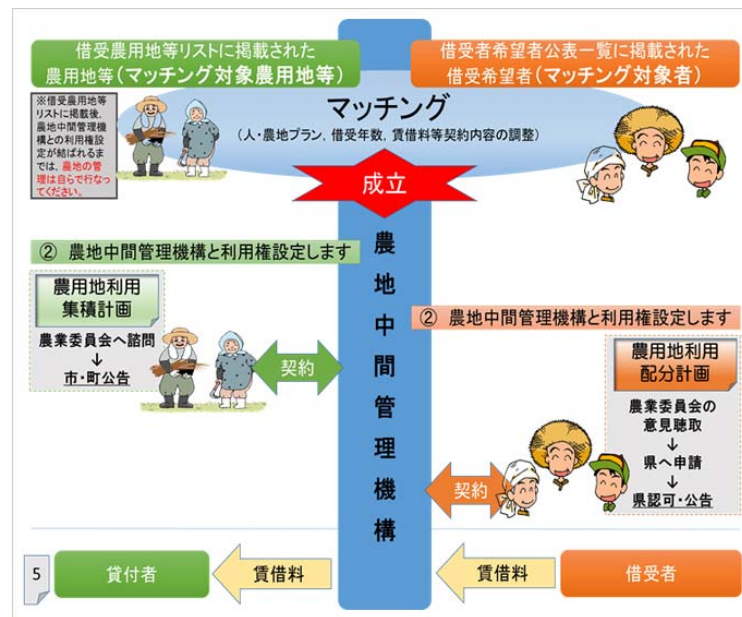
- 出し手の農地を集約化して受け手に貸し付け
同時に、貸し付けを行うまでの農地の管理

19



(資料)一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団
<http://hsnz.jp/kikou/index.php> (次ページも同様)

20



21

農地中間管理機構の特徴

■組織的特徴

- 1) 事業を公平かつ適正に行うことができる法人
- 2) 都道府県知事が指定
- 3) 都道府県内にひとつ設置

公的な性格が強い

■事業実施区域の制限

- 1) 都道府県内の農業振興地域内の区域
- 2) 人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農用地等の流動化に取り組む区域
- 3) 農用地の利用の効率化、高度化を促進する効果が高い区域

効果の見込める地域を対象

22

農地中間管理機構の実施状況(広島県の場合)

■本年度、農地の借り受け希望者を募集済み

集落法人、農業参入企業、認定農業者(新規就農者含む)、JA出資法人で農業経営を行う

■広島県、一般財団法人、農地森林整備・農業振興財団が担当し、借受希望者、貸付希望者を募っている。今年が2年目

■利用権はどうなるか？

農地中間管理権 借地料は、機構と借受者との賃貸借契約が締結されるまでの間は無料

貸付期間: 10年以上を基本

賃料: 近隣の水準を参考に決定

期限: 2年間経過しても貸付できない時には返還

23

表 広島県の農地中間管理事業の実績

	借受希望		貸付希望		農地中間管理権取得			転貸				
	経営体数	面積	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積	経営体数	筆数	面積	うち新規
26年度分	263	2,076	1,004	4,325	519	808	3,478	408	74	2,985	380	223
27年度分	136	898	2,666	9,984	1,346	2,422	9,336	1,282	157	8,947	1,187	473
解約						10	19	2.5	(6)	12	1.6	0.7
累計	399	2,974	3,670	14,309	1,865	3,220	12,795	1,687	231	11,920	1,566	695

備考1 事業対象: 農業振興地域内の農用地等。府中町、海田町、坂町を除いた20市町で実施。

2 事業計画(転貸面積) 26年度: 600ha, 27年度: 1,200ha

3 面積は、端数処理のため計が合わない場合がある。

表 経営体別内訳



○集落法人を中心にこの事業が利用。すでに集積していた農地を中間管理事業に「付け替え」
○新規の割合は高くない

24



荒れたままの牧草地

酪農家がいるが、労働力の調達が容易ではなくなり、草地を切り離し、購入飼料に依存した経営をしている。

整備された農地を新規参入企業が借り受けて、キャベツ、ハクサイ、広島菜などを栽培している。



中間管理機構の課題

- 農地所有と利用をめぐる様々な問題をあぶりだしつつある
曖昧な相続、抵当権、人・農地プランとの整合性、など
- 家産として扱われる農地、代々引き継がれてきた財産
商品として、「準公有財」として扱うことの抵抗感
機構のような管制的な組織によって、中央集権的に管理
することへの不信感
- 地域外からの農地借受希望者の動向
落下傘型が認められているが、どこまで受け入れられるか
- 成長産業として農業を位置付ける政策、機構に課された仕事
が重すぎないか？

26

農地流動化をめぐる施策

- 農地法による賃貸借
- 農地利用集積円滑化による利用権
- 中間管理機構による中間管理権

三つのルートがあり、その位置付けと使い分けの明確化が求められる。政策的には重複している
秋山満 2015.「農地中間管理事業の現場での取り組みと課題」、農業と経済、2015.10

27

演習問題

- 1) 大手量販店グループ企業の農業参入について調べ、なぜ、量販店が生産を行うのかを整理しなさい。また、その経済的意義、社会的インパクトについて、記しなさい。
- 2) 人・農地プラン、農地中間管理事業の概要について調べ、それぞれの特徴について述べなさい
- 3) 農地中間管理機構は、日本の農業構造改革にとってどのような役割を果たすと思うか(思わないか)。

28